学校法人大阪電気通信大学ガバナンス・コードの適合（遵守）状況の点検結果

2024年9月17日理事会
2023年10月1日から2024年9月30日まで

記載事項	適合(遵守)状況	記載欄
第1章　私立大学の自主性・自律性(特色のある運営)の尊重 1-2　教育と研究の目的(私立大学の使命)	○	(2)中期的(原則として5年以上)な計画の策定と実現に必要な取組みについて ・中期計画については、学内はもとより、学外の環境変化を踏まえ、多様性の推進、学園ガバナンスの充実といった時代に即した内容で検討・策定した。 ・中期計画の実現や改革に向け、「昇格候補研修」の実施や、若手事務職員を中心とした、重要課題の検討・解決を図る「部署横断型プロジェクト」を立ち上げる等、経営陣を支えるスタッフの人材育成に努めている。 ・経営側から、教育職員には教授会で、事務職員には説明会を開催し、改革の実現に向け、中期的な計画の共有を図っている。実現に向けては、中長期計画にかかる功績表彰内規を定め、法人全体として改革を推進している。
	○	・中期的な計画の進捗状況、財務状況について、学校法人大阪電気通信大学理事会及び大阪電気通信大学運営会議で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表している。 https://www.osakac.ac.jp/corp/about/term-plan/
	○	(3)私立大学の社会的責任等 ・運営基盤の強化、教育の質の向上、経営の透明性を図るために、学部のあり方の検討し、新学部として健康情報学部の設置に向けた取り組みを行っている。 ・私立大学の公共性といった社会的責務を果たすべく、地域連携・リカレント推進室を設置し、地域の小学生を対象にしたテクノフェアの開催など、地域連携・社会連携活動に取り組んでいる。 また、地方公共団体等と連携し、「地域プロジェクト活動」や「社会プロジェクト実習」等の授業を開講し、有形文化財のデータ保存やイベントの開催、まちづくりに関する調査研究等、社会課題の解決に向けて、教育・研究活動よる成果の創出に取り組んでいる。 ・　多様性への対応に向けて、満3歳までの子を養育する事務職員に対し、テレワーク勤務を可能にし、満7歳までの子を養育する職員に対し、時短勤務を可能にするなど、育児と仕事の両立のための取組を行っている。また、女性職員の採用を進めている(基準期間においては、事務職員女性を1名採用)。
第2章安定性・継続性(学校法人運営の基本) 2－1 学校法人の責務	○	(1)本法人は、戦略企画機能及び学園のガバナンス強化等に取り組むことにより自主的に運営基盤の強化を図り、設置校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めている。 ・中期計画を立案し、計画実現のための具体的な施策についてPDCAを回しながら取り組んでいる。
	○	(2)本法人は、理事、監事、評議員、職員等の関係者に対し、特別の利益供与を行わない。 (3)本法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。 (2)及び(3)について、関係法令及び寄附行為に基づき実施している。
2－2　理事会	○	(1)理事会の役割 ・関係法令及び寄附行為に基づき理事会としての役割を果たしている。
2－3　理事	○	(1)理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化 ・関係法令及び寄附行為等により明確化している。
	○	(2)学内理事の役割 ・持続的な成長と中長期的な安定経営のため、自身の分掌業務はもとより、学園及び外部環境を俯瞰しながら業務執行を推進している。
	○	(3)外部理事の役割 ・学園の外からの視点で意見を述べることにより、学園の発展に向け業務遂行している。 ・理事会での審議事項については、開催日前に議案を送付し、外部理事として業務遂行のサポートを行っている。 ・理事の構成は、関係法令及び寄附行為に基づき、理事現員15名のうち、外部理事を7名選任している。
2－4　監事	○	(1)監事の責務(役割・職務範囲)について ・関係法令及び寄附行為等に基づいている。
	○	(2)監事の選任 ・関係法令及び寄附行為に基づき実施している。
	○	(3)監事監査基準 ・監査計画、監査の実施、公表については、内部監査室との連携を図り、機能充実に努めながら、監事監査規則及び寄付行為に基づき実施している。

記載事項	適合(遵守)状況	記載欄
2－4　監事	○	(4)監事業務を支援するための体制整備 ・監査業務支援のため、公認会計士をはじめ内部監査室との監査上の連携がとれるよう監事監査規則において規定している。 ・監事監査規則において、監査の実施方法について規定し、監査業務を支援している。 ・監事及び内部監査室が連携し、監事協議会を設置し、監事機能強化を果たしている。 ・理事と同様、理事会開催前に審議事項を送付し、監事の業務遂行のためのサポートを行っている。
2－5 評議員会	○	・諮問機関としての役割について、関係法令及び寄附行為等により実施している。 ・評議員からの意見を徴するにあたり、意見を引き出すように、また、評議員が役員に対し、意見を述べたり、聞いたりできるように努めている。 ・監事候補者選任にあたっては、理事長が評議員会に候補者を推薦している。推薦にあたっては、資質や専門性を十分に検討した結果によることとしている。
2－6　評議員	○	(1)評議員の選任 ・評議員の選任にあたっては、理事現員15名に対して、評議員32名を選任し、理事現員に対して十分な人数を選任している。
	○	(2)評議員への情報提供 ・評議員会前に審議事項を送付している。
第3章　教学ガバナンス 3－1　学長	○	(1)学長の責務 　運営会議, 全学部等合同教授会等を通して, 学長方針, 中長期的な計画, 学校法人経営情報を周知し, 共有している。 (2)学長補佐体制 　大阪電気通信大学副学長選考規則通り, 運用している。
3－2　教授会	○	(1)教授会の役割 　学部教授会規則, 研究科委員会規則に定められた事項について, 運営している。 　学校教育法に定められている学長の権限を規則上明確にして, 学長の最終判断を担保している。
第4章　公共性・信頼性 4－1　学生に対して	○	(1)3方針の明確化 ①学部ごとに3つのポリシーを策定し, 公開している。 ②自己点検評価結果及び認証評価結果を公開している。 ③大阪電気通信大学ハラスメント防止に関する規則を定め, 相談員を設置している。健全な学生生活を阻害する要因の相談があれば, 毅然かつ厳正に対処する体制を構築している。
4－3　社会に対して	○	(1)認証評価及び自己点検・評価 ①2020年度に日本高等教育評価機構において認証評価を受審し, 教育・研究水準の向上と改善に努めている。 ②運営会議及びIRE委員会, IR作業部会, IE作業部会により, 改善・改革を実施している。 ③自己点検評価結果及び認証評価結果を公表し, 社会に対する説明責任を果たしている。 (2)社会貢献・地域連携 ①大学施設を地域に開放している。また, 資格試験の会場提供を行っている。プログラミング教育に関する教員研修を行っている。 ②学外共同研究8件, 受託研究6件, 受託事業17件。 ③理学療法士のためのスキルアップ講座を開催, また, 令和4年度「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」に採択され, 「就業者のBIM教育」「就業者向け数理・データサイエンス・AIの基礎教育プログラム」と2つのプログラムを実施するなど生涯学習の場を設けている。 ④キャンパスを地域の一時避難場所として提供する契約を締結している。また, 能登半島地震における太陽光パネル取り扱いに対する注意喚起をプレスリリースし, 2次災害発生への注意喚起を行った。 ⑤SDGsに関する授業(総合教養)を実施するとともに, 「異分野協働エンジニアリング・デザイン演習」において学科横断プロジェクトやその受講生たちのSDGs探求AWRDSへの挑戦を支援している。
第5章　透明性の確保 5－1　情報公開の充実	○	(1)法令上の情報公表 ①法令等で公開すると定められている情報について, 大学HP上に公開している。 (2)自主的な情報公開 　以下の情報を大学HP上へ自主的に公開している。 　　ST比, 留年者数, 授業アンケート集計結果, 学位取得状況, 単位取得状況, 　　動物実験に関する情報